

たとえは白袴市大字白袴とか  
 本坪の同題に於ては大字  
 風成なるかき含むたとえは  
 たゞ適茶とかいふまじりと  
 石のうへに人々は後ろに添付され  
 てる。圓面A区域に於いて  
 くの鐘のくときを管むるとか  
 石きよと書いてあり。すなわ  
 けい  
 りれは白袴市漁業協同組合の  
 行使規則として有効なり。つ  
 ちの期間中は

153

とらるるが 乙第四号証に添付された  
 五(イ)の平面図のA区域の如く  
 A区域を部分的に放棄して  
 し(キ)の如くするべし。  
 今(カ)の如く寺例として考  
 へ下さいと  
 するし(ク)と行使規則の変更  
 手続をとらなければ現実に何  
 A区域はなくなつてしま  
 埋めをしませぬ。  
 とらるるが行使規則はA区域  
 に(イ)の如く風成の人や白  
 一是の資格を有する人達  
 は



133

そろそろ 共同通茶檀を 層むくと  
 かぶきとんぶりに かくていよと  
 りくとんぶりに 寺能心か出て  
 くよ。 だかう通茶檀の 故茶  
 の場合には 行使規則の 変更を  
 伴うから 通茶檀の 条文は  
 いうまいと かくるとに かくた  
 えいまいんぶすか  
 降用規是日 いうまいと  
 くとすか  
 うん とうい くとに かくたん  
 いまいんぶすか  
 ちん とうい くとに かくたん  
 いまいんぶすか  
 ちん とうい くとに かくたん  
 いまいんぶすか

譲りたる質内さちまうと取り  
 かりたるけいともわ  
 そくりく寺態に、今私  
 院明しき一たまに行使規  
 則とくりく一併のものかあま  
 ちの中へは放棄しきとま  
 人達のとくろへ一是の資格の  
 あま、人達か特是の適業を  
 管むるきりきとちまんと  
 書いりてあま有効なものかあ  
 ま、きりく体き壇あしきりた  
 っに行使規則かあま、と  
 たとえは反対者かあま、場合に



はい

い、私、か、お、聞、き、し、ま、す、た、め、は

ま、総、件、う、お、ら、む、し、ろ、い、ら、ん、う

じ、ま、り、し、か、と、行、儀、規、則、の、変、更

さ、書、い、て、お、け、だ、

随、筆、禮、放、棄、の、場、合、は、変、更、を、件

う、か、ら、う、と、い、う、と、お、り、ま、う、

そ、れ、は、倉、持、め、よ、か、ら、う、い、ら、ん、と

い、ら、ん、と、に、な、ら、ん、た、ん、い、ま、り、い、か

と、い、う、質、問、な、ん、ぶ、す、よ、

え、え、そ、れ、お、裏、ま、し、て、と、い、う

そ、う、い、う、之、法、を、改、正、し、ま、う、

と、一、た、理、由、に、今、お、始、め





15

きりな事能かき終り考え

うれてきたと思ひます

その後検討して結局政府

原案にはこの規定が不適か

れなかりましたといふことに

なしてあつても事あるにせう

ます。

またあつて、岡村弁護士のほかに

ら、詳細にはお尋ねしませう

とも、あなたから今日、酒場

前通のこのとき、いろいろお話

なす。

（ ）

1

通場計画といふ新通業法の中

の生てきた計画

通民といふのけどうかに

位置づけられてきたんか

といふ通民といふ直接自

取と通民の皆さんか通場計

画の中は正義されてきたん

か

法律の規定は知寺か通場

計画を是れといふとに

か

通業法の目的は通業者

及び通業従事者を主分と







制度改革の最大のわらいと  
先ず冒頭に  
なりていかなぬ。

了なすく

今証人か  
知事か

三行目には  
知事か

漁業権の所有  
行使  
地適

場の利用  
漁民の  
声

世論調査  
把握し  
き

形に  
なり  
て  
なり  
か  
ぬ

付い

新漁業法に  
よる  
て  
商  
を

取  
り  
て  
漁  
民  
の  
か  
か  
ぬ

と  
場  
上  
軽  
視  
さ  
れ  
と  
い  
う  
か  
ぬ

なりとら金銀ありきせん

たね

けい

そとに証書新酒蒸法の中にも

今に証書かあ、た、い、わ、り、

立場に置かれていよ、い、わ、り、

実質的な全体的酒氏、い、わ、り、

直接利害関係さ有す人、い、わ、り、

人達の声も聞かす人、い、わ、り、

なりん、い、わ、り、

なりん、い、わ、り、

なりん、い、わ、り、

なりん、い、わ、り、

先程の適業審査会  
の  
か

そりそり

結局、審査会のくると何々々々存

知りかたたん、結局、水産

庁の属寮と、かたきさつた

の証人か、証人百々さつた

三、条の二の之は、越前と、いりり

そり、いり、点、た、たん、い、や、い、い

るか、

え、結局、適業審査会、みずから

是れ、適民に見許す、

そり、適場の使い方も



の立法趣旨を厚いて直接は  
 す。そのた自身は直接は  
 周知して知られたい。と  
 ええ、さうなんです。  
 ですから、私自身は、私自身  
 の考え、か、申し上げられ  
 たい。と  
 さく、先程政府提案から付  
 省かれたと、あつた。と、た  
 かい、さうあつたか、と、賢  
 なた、と、い、の、は、誰、の、と、こ  
 に、あ、つ、た、と、い、う、か、

寺持、企画室にておいて改正

作業に参画してありませう

た、佐々木、佐々木は現在お

とん、了りか、現在水産庁の

佐々木、研究一課、部長のメモを

お読みです。さうメモを

現在預けて、新役所に持

てあります。

その方は内閣法制局にて討議す

るときに参画されておられたか

ええ、さうです。挨拶も記録も

したメモをいかにしてかた

たかしの

裁

判

所

ふすか

はい

そくは 直接 参画 した 水産庁の

最高責任者 及び 当時の 企画 部長 及び 岩本と

当時の 企画 部長 及び 岩本と

申し送り

それから 法律 事務官 及び

り 岡名 及び 佐々木 事務官

全なメンバー 及び かい

その 現在 の 課長 さん 及び

とうり 立場 及び 参画 されたん

ふすか

漁業 権 に ついて 技術 及び



いざいさす。さうさう適業の

真能い。それをも適業法の

改正に反映させよ意味だ

と。糸は思ひます。議論の模倣

さう時の。細かき討議の模倣

もちろん。お聞きにアッていま

せんね。一

はい。私。さう。佐々木。隊長に

周。い。て。み。た。ん。下。が。記憶

か。ほ。と。ん。ど。な。い。と。

メ。モ。か。あ。か。ら。う。と。い。う。と

と。あ。け。る。さ。う。メ。モ。を。借。り。た

あ。け。る。さ。う。メ。モ。を。借。り。た

207

りつ お借りになりましたか。

昨年の七月にございませう。

206

昨年の七月に初めてさうい

うにございませう。

私は初めてございませう。

205

その佐々木以外に個人的な

ものもななく。公のものとし

て水産庁はとうとう立場か

ら、三奈の二さ入れまうと

か、それが内閣法制局でどう

して、それはいらんといい

とに、たが公のものとし

ては残っていませんか。



したものの、それを一拾して  
水産庁の企画録のほうに  
保存すよき)に預けてお  
いさす。新らしく借り  
て今うとくろ新うけらる  
保管してり、次第におさ  
す。

210

そのメモ用紙は何枚も  
大学ノートに四冊ほど  
入る。

211

そのすゝと初めの経過  
が、とろろ、書いてある  
わけ

0

ええ

21  
少くとも佐々木さんか関子さ  
れた経過は下々と書いてある  
わけですね

ええ、むしろそのメモは法制  
局審議のまじりなメモだと  
思いま

21  
しかし、四冊共の法制局審議の  
メモは、いまいち、いまいち、

いえ、そうするに、か  
漁業法の、相違改正部分か  
か、いまいち、水産部協同  
組合の改正も、いまいち、

法務局の第五読会からい

母のつる。大石が相寺大

にたつてたつた

そのノートの序には水産庁のほ

りから水産庁の原案に何故

入れなければならぬか

と聞いては。説明は

ありませぬか

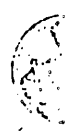
はい、それがその裏

と聞いては。理由は

新自身も固つてい

るは政府のほうから何か提

案され。それはいくんのい



ないかとか、何か仮に内閣法制  
 局のほうから、いふたか、  
 それに對して、あつたか、先程  
 の証言が、たゞ是の経過を  
 経て、それがよろしいと思つて  
 水産庁にお作りになり、たゞ  
 水産庁のほうは、内閣法制  
 局のほうの提案にどういふ  
 形から同意されたか、それは  
 書いてあるから、  
 最も重要な点から、  
 いふ、それは、メソに、  
 佐々木さん自身に

周リたところになり、  
ちよと待たて下さい。

メモには、いさよん

佐々木さん、ほとんど  
己憶に

な、といくた、たのぬ

肝心なところだけ、  
たのぬ

つて、固まぬ、  
たのぬ

水産庁の役人から、  
先程、  
たのぬ

た、な、学識経験者、  
たのぬ

周係随民、と、  
エ、エ、人、  
中央

不、集められ、  
たのぬ

変だと思ふ、  
たのぬ

それから、  
都道府県知事の見





なとをきお聞きにしよう

そぐりく経過を経過して来た

ものについでもしそれとも

水産庁のほりく原案の趣旨

は金かたされていくといくと

なうば問題ないかもしれない

けれども一水産庁の原案が

間違いだといくるとになれば

そつうメモから中心にならんいや

ないかしよう。あうきせんた

自分違かようんや人う意見

聞きなううれかいかゆ

原案といくうは水産庁と





最高裁印 九村の一

むしろメモは法制局参考書の  
 発行部をメモを取ってあり  
 ました。それと糸もさう  
 へんの経緯を明らかにした  
 書類はたしかにありまして  
 たんふすか、先程申し上げ  
 た通り一見まうさでしてた

乙第五号証の二八ページを添えて

217

二八ページに、組合員たる漁民  
 各自が有する漁業を管む種  
 別の法的性格が書いてあり  
 ますね。

（うなずく）

個人法上の財産権と同様の法的  
 保護を及ぼす財産的権利と  
 あり、云々といふと、一種の  
 物権的権利であるとして、  
 行政部長の解任と  
 行政部長の解任に  
 関係するものか。

それと、土地の収束し、その  
 法の九条との関係、物権的権  
 利である個人の財産権を奪  
 う場合、憲法九  
 条の周縁するものか、  
 行政部長の解任と  
 関係するものか。





ても放棄予統か取られてし  
ず) 三介のときいりるとに

なれば。くれは今度めくの

件に限らず理屈とすは

とくても考えられよくとる

( )

けい。

だから理屈とてはとくとる

考えられぬ関係徳民の一致協

力した反対もその物種

権利ある個人の財産権

奪われよるとに。い。その

ノートの中には何れも触れて

裁 半 戸

あつせんたか

すい

酒業法は酒業生産に肉す

制度は酒業に肉す

酒業の行使とか酒業

権を管理する組合との肉

係、その部門か

ほとんどの論議の対象は

のさいきりた

乙第三五号証の一回を指示

くくく、酒場の計画の樹之の

くくとる、公益的の酒業の

と酒業以外の公益との調

裁 判 所





に、な、ら、う、が、い、ん、だ、と、あ、ら、し、ま、つ、て  
 し、よ、ん、だ、か、い、一、民、間、企、業、の、工、場  
 誘、致、う、た、た、め、に、と、に、漁、業、権、を  
 放棄、す、る、場、合、の、憲、法、二、九、条、と  
 の、周、係、と、い、く、の、何、ら、う、イ、ト、に  
 は、金、銭、を、生、て、い、ま、せ、ん、と、い、た、  
 ね、

はい

る、は、あ、つ、た、個、人、の、意、見、も  
 法、院、に、あ、つ、た、た、の、お、尋、ね  
 し、ま、す、け、れ、ど、も、あ、つ、た、か  
 知、る、て、い、ら、れ、よ、範、圍、の、個  
 人、の、賦、税、権、か、自、分、の、意、見、に

多敷法 ありは特別の  
 之法にきつて奪われし  
 補償に属すや否やといふのは  
 一般的になされて返に三分の二  
 とし多敷決のみによつて  
 肉係漁民の当該肉係部分の  
 漁民の総反対にもあつたら  
 ず奪われし場合に  
 補償をせよといふのと  
 明確な基準なり規則なり



のまじりものか何か  
かすか

あーあ  
あーあ  
あーあ

250

251

農地解放

たのきと存知すぬ

くれば全廻場合か簿

ければとも

いずれにしても  
個人の

意思  
財産権者の意思に反し

奪われぬ  
財産の補償に

金く

ありせんわ

これ何明確な基準といふのは

ないんわ

いえ、あつ土地収用法、適正

法三九条、公益徴収の例は

わい

い、り、今、聞いて、あり、今

のは、さ、い、や、なく、三九条の

場合は、別の関係で、尋ね

し、す、け、れ、と、わ、い、

さ、あ、い、と、い、や、あり、せん

わ、

今、尋ね、た、た、と、は



235

0

0



本件を月題に於ては、  
 一社企業のためには多数決、  
 多数決がとるべきであらうか  
 といふことは除外して今や  
 本件の場合は大変な月題に  
 受けられとも、平続が正事  
 全部踏まえてきたと仮定  
 した場合に、本件に限らず  
 全国各地に、事細かに考  
 へられたい。同僚の意見に  
 反して、この適民の適場  
 が放棄された。この場合  
 には、この意見に反して



適場を奪われた適民に對する補償の差降としく、そのは  
 ありきでんぬ。

適業權の一部を放棄としく、  
 農喪失といふか、別にして  
 總會を放棄する統と、  
 食、く、け、け、一般的に行使規則  
 の廃止の手続、変更廃止に  
 周する手続も、取、て、し、ん、  
 は、あり、き、で、ん、か、慣行として、  
 リ、ヤ、慣行か、と、か、  
 リ、ヤ、せん、け、れ、と、も、  
 適業權

裁、判、所

自体的な変更するものな  
事能はは寺能行候の度  
度と申たす事能だと  
可い申す。

乙第 三 号証 の 三 さ 布 一 七

200

昭和四年三月二日 開催された  
臨時総会の一議事録を以て  
し申す。

201

控訴人 大分県知事 指定代理人 (伴)

202

何を以て尋ねに及んばか。

なすべく全書内の範囲内の

ときにお尋ね下さい。

具体的な問題に及らば

裁 判 所



一切、人、に、周、り、て、お、り、ま、す、  
せん、から、

被控訴人ら代理人(吉岡)

231

議決事項の四項のうち、  
区第九一号第一種正画漁業  
行規規則、これを廃止すべし  
と、議決事項、か、あ、ら、ん、と、す  
け、れ、お、も、議決事項、の、正、画、漁、業  
に、た、ら、ぬ、に、一、般、的、に、お、し、  
る、と、し、て、お、り、ま、す、と、す、か、  
し、て、お、り、ま、す、と、す、か、  
漁業の放棄とか、喪失とか  
い、ら、ぬ、と、す、か、

230





法務省印 九号の一

あまたの方の場合に可なる  
月題に於て是れ等  
ななな場の一部を捨てる  
ななな合には何と云ふ  
さし傍に於ては  
策之に於ては  
す度度には  
ありす  
さし傍に於ては  
策之に於ては  
す度度には  
ありす

さし傍に於ては  
策之に於ては  
す度度には  
ありす  
さし傍に於ては  
策之に於ては  
す度度には  
ありす  
さし傍に於ては  
策之に於ては  
す度度には  
ありす

255  
適場の全部を適民に放棄す  
合大分も佐賀県に於て

裁判所



盛んに行われたい事有りけれども  
 ところが、この場合には、知事にて  
 変更の手続が何かしなくては  
 ならない。必要は、いさゝか  
 主事月の一部放棄、いさゝか  
 証人のいり、通場の一部縮小を  
 認め、た場合に、どういふ不都合  
 が起るかといふ。問いに、お答え  
 には、いさゝか、たぬ。

ところが、不都合が起つた事  
 例が、今ある事、あり、か  
 といふ事は、見許した



242 先程もうちきと証人下になつた

し、乙第三五号証人もさうさう

の質問いたしきつたけれども

新道法といふのも結局道民

に對する期待の乏になつて了

るとは、間違ひありせんね

さうさうに考えてみるが

243 だから今に証人下になつた

りたさうに不都合な一部放棄

さした事例などお聞きになら

ていないだろと問ひます

けれども、具体的に考えられ

るものもさう埋之が次々に



進 隣の酒  
 場 母石埋まらうれと...  
 波 及損害と...  
 適 寺ふとく...  
 波 及的なる影響を受け...  
 適 場と...  
 適 場を一部適民が放棄する  
 といふ。寺例は寺総体的に  
 考えらるれと思ふ。人...  
 れども、さういふとさ...  
 適民の適民の総合な...  
 院に...

かして何か不都合があるか  
か。

酒業法の面からいえる

放棄するといふこと

一部すくと自給が不都合

乙のさいす

酒場を有効に利用し

といて意味にない

すくと自給が不都合

は

酒業法からいえる

一私企業のために放棄する

と自給も不都合があるか。

240

さういふ範ちやくにけいさかと  
目いさす  
煙さすくと自分かぬ  
けい。

被控訴人ら代理人(岡村)

247

現行の夫月酒業権は明治酒業  
法としいさすけれども、明治  
酒業法のものとぶう専用酒業権  
を引き継いだものと証す  
さすけい。たわ。

240

それとあと特別区酒業権  
すか。

特別通茶種と是置通茶種

の部をいひ

245

ほとんどの専用通茶種を引

きたいものありとありしや

いきたぬ

けい

250

明治通茶種つもとるの今

しきつた専用通茶種は中

る見許にありて取得せられ

た紐子にありて取得せられ

た紐子にありて取得せられ

地先水面専用通茶種の見許

にありて取得せられ





田舎

及南校附 九七の一

25

敷

挿条の専用適茶種は適茶法  
施行時一定期間内に届出た  
りつか免許されず  
敷からいいまいて地先水面専用

適茶種と慣行専用適茶種とは

とちうか多かたのふすか

地先水面専用適茶種のけりか

はふかに多かたと思ひます

す

25

現行適茶種に近いむしろ地先水

面適茶種だといふとかか

き

はいふふ漏りてふふふふ

地先水面専用漁業権に肉する限り  
 その権利の取得は免許による  
 必要あり紅紐みに付する  
 それから免許を授けられ権利  
 全体的に漁業協同組合に付する  
 ありた。しかし現実にそれ  
 行使して実際に利益を受け  
 るうは漁民にあり  
 漁業協同組合は明治漁業法のもとに  
 おける地先水面専用漁業権と  
 現行の共同漁業権なかんずく  
 第一種漁業権の場合とほとんど  
 同一であるといふ内違ひあり



せんね

けい

250

戦後五年の法改正によ  
 り従前の逓業権とそれか  
 ら現行逓業法におけり  
 共用逓業権との間に  
 恒格変化が顕  
 著にあつたこと  
 及び、  
 現行の  
 共用逓業権  
 といふ  
 明  
 治  
 逓業法におけり  
 特  
 地  
 先  
 水  
 面  
 専用逓業権  
 を  
 ほとん  
 ど  
 取り  
 引  
 き  
 継  
 り  
 だ  
 実  
 能  
 心  
 ぶ  
 る  
 こと

裁判所



と只間違ひありきやんぬ

は、い、ろ、う、く、な、実、態、に

と、い、ま、す。

敷、か、ら、う、ろ、く、も、新、法、施、行、後、に

見、許、さ、れ、た、共、同、酒、茶、種、の、敷、か

明、治、酒、茶、法、に、お、り、の、専、用、酒、茶

種、の、敷、と、ほ、と、ん、ど、イ、コ、ー、ル、に、あ、

ら、と、何、に、存、知、る、に、お、り、ぬ。

新、ろ、う、酒、に、い、て、は、あ、か、

ま、ん

あ、か、り、ま、ん、か。

あ、か、た、う、給、る、は、明、治、酒、茶、法、の

り、と、に、お、り、の、専、用、酒、茶、種、に、あ、

〇  
〇  
〇

も新通業法のもとに  
共月通業種のはりか範囲  
左いふりにあつたものに  
可いすかぬ

けい

實際にはさういふやなく  
通業の内容にあつたゆ  
除自が共同通業種の中  
除かれたものに通場の  
かうしても従前より  
むしう狭められて  
まなむんぶか  
實際の見たる個々の見た



された区域の見許の左には  
 ついては、適場の所産に肉する  
 れども、適場の所産に肉する  
 従来の特産品・指導方針に  
 のつて、適場の所産に肉する  
 旧専用品適業種の範囲の  
 りも、広い面積を考へ、  
 といふことと、さういふ  
 それ以上の五年の適業法の改正を  
 直接のきっかけとして、  
 も、その後の適業実態の更  
 化、あつた。先程あつた  
 証言されたものは、適業協会の

○

○

細合の規模の拡大、それに伴つて必然的に酒場区域が広がつてきたといつても可い。従来より、五年度の法改正のめあては、酒場区域の拡大を抑制し、酒場区域の整備を促進することにある。従来より、酒場区域の整備を促進することにある。従来より、酒場区域の整備を促進することにある。

五年度の法改正により、酒場区域の整備を促進することにある。従来より、酒場区域の整備を促進することにある。従来より、酒場区域の整備を促進することにある。

なりきりたるのち、その後、  
社会経済的の条件の变化  
に依りてかえらるれたもの

も、喜望一と因りて、

之五年の法改正の直後に、

なれた共済法の施行に、

むしろ明治酒茶法の施行に

より、専用酒茶法の施行に

より、

つきり新酒茶法の施行の前後に

り、対比して、数々、

種々の増加を認め、

見解された酒場の広さは、

自ずから





25

専用適業種

りりも

むしろ

狭く

なつて

りりも

新法施行

後

ん

りりも

新法施行

後

の状能

は

たり

た

が

ん

りりも

か

従前

りりも

狭く

なり

ん

りりも

りりも

か

その

点

に

つ

せん

りりも

りりも

りりも

わ

から

なり

りりも

ええ

りりも

りりも

りりも

共同適業種

一種

から

五種

りりも

りりも

りりも

りりも

に分けきつた。増えた

のかとも思ひます。

り、総合的に言つて、りよんが

かわ

それ、いやゆも週週業種に

りて、五年の法改正に

て、従来の慣行的なものに否定

して、改め、見解に

設、是す、紅紐みきと

た、ことに対して、批判

か、生て、たま、事実、月

の、存知、ある、か

漁業制度改革案に對する批

26

判の中にありた。批判は、地先水面を利用し、  
ろろ細々と漁業を営んでゐる。零細漁民の生活條件の肉係か  
ら生てきた批判だつた。たゞ、  
ね。

26

さういふ観点は、何なかつた  
と思つた。さういふ観点から批判が  
たゞといふ。存知ありせんか

26

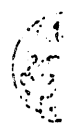
新の争論に、之五年の法改正の



それで之五年の法改正後に新  
 く共同漁業権が免許され  
 りよんぶりけりともぬ  
 之五年の法改正の直後のつ  
 らの後のさうさうな変化はあ  
 とか漁業協同組合の規模は  
 とかりくるときに抜きに  
 之五年の法改正の直後の新  
 共同漁業権の免許に及  
 同いたいんぶりけりとも  
 さう時点では共同漁業権の  
 といくのほ従来明治漁業  
 法のもとに上りよ専用漁業



種々の序属を全分とすれりて  
 慣行専用應業種ありり専用  
 適業種、さうり序属を全分とされ  
 てありた部属とありあり  
 さうりいり、実質を備えていた  
 村単位とか、さうりいり入念部属  
 的実態を備えた適業共月  
 紐合に、見せされてありたん  
 いやないんふすか、  
 現実に、さうりいりやり方か  
 多か、たと國といひ  
 二五年の法改正のあつけり、  
 二一りりね。



最高級部 九号の一

たりすよと、新い適業法のもつと  
 実際のに見解された共月  
 適業法のもつと、  
 基本的に明治適業法のもつとに  
 ありよそれと変らなからた  
 たりよ。変らなからた  
 といくと、  
 法施行後の実能も、  
 わけふすぬ。

基本的な仕組みに  
 変つて、  
 変つて、  
 変つて、

実能に  
 従業の明治



260

漁業協同組合に先程全尋内  
の理由に  
漁業協同組合に  
先程全尋内

265

漁業法に  
うもとに  
入会的  
に  
良能  
を備え  
た  
共月  
組  
合  
に  
見  
許  
さ  
れ  
て  
あ  
る  
た  
け

そ  
と  
に  
三  
七  
年  
の  
改  
正  
に  
周  
達  
し  
た  
同  
い  
た  
い  
ん  
に  
す  
け  
れ  
も  
も  
收  
入  
三  
七  
年  
の  
改  
正  
の  
中  
に  
行  
使  
規  
則  
の  
制  
定  
を  
受  
取  
り  
止  
に  
し  
た  
事  
面  
月  
意  
の  
年  
続  
か  
付  
加  
さ  
れ  
た  
わ  
け  
に  
す  
け  
れ  
た  
け  
い  
は  
す  
け  
れ  
た  
け





270

漁業協同 九号の一

して少数漁民保護の必要が

生じたといふとき五七年

改正の書面同意の要件が

加された之は理由として説明

されませんからか

一つは理由として説明した

か

つまり五七年の書面同意の

要件が付けられた理由の中には

は漁業協同組合全付としての

実際に行使権を行使してその

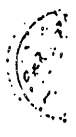
漁業権の利益を享受する人達

とのキヤンプが止つきたといふ



211

くとか、通商条法八条、五項、五項の  
 立法理由も、説明されて  
 いる。たわけなん、さうね。  
 ほしい、内容的に、さうい  
 うとにならうと、思ひます。  
 ギヤクプロ、さうね。  
 三七年改正以前に、さうも、是  
 款に、さう、一部の人達に、付  
 行、使、権、を、認、め、さう、と、に、付、問、題  
 が、あ、る、ん、じ、や、い、か、と。  
 さう、い、う、議、論、も、出、て、ま、す、と、い  
 います。  
 ほしい、さう、い、う、議、論、も



あつたといふことを  
音類  
に残つてありませう

271

それは奈大上からいへば  
改正前の法律に  
紐合員は  
各自漁業を管む権利ありと  
なつておつた  
それか理由だ  
たんふトヤウ

ええ、さういふ  
た  
た

272

さうすると、  
五七年改正以前  
の五年法に  
おいては、  
遼前と  
紐合員  
の行使  
の範囲と  
行使権  
の行使  
の遼前  
の範囲  
ありは



見許された漁業権の利益を  
 直接に享受する人との範囲が  
 一致するものと違前にかつて  
 ありたんいやないんふすか  
 たいていさうかゝるに理解して  
 ぶかろくかと思ひます  
 さうぶすね  
 一ツの五年法に於いては  
 漁業権の全分ある漁業協同  
 組合の構成員の範囲と現実に  
 漁業権を行使するものと  
 する利益を享受する人達とが  
 範囲が原則として同一である

o

o

277

だから結果として漁業権の

えた漁業法に於ては

紐合とて協同紐合とて

建前とては協同

一致すべしとて建前には

いふ之五年法を周知して

明治漁業法の場合に

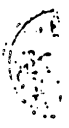
予是されたる

278



<p>帰属を全分して漁業協同組合</p>	<p>の組合員との範囲と漁業協同組合</p>	<p>の現実に行使して利益を受ける</p>	<p>人との範囲が一致するから</p>	<p>法律上の建前にならざるは</p>	<p>人である</p>	<p>それはなからざるは</p>	<p>なからざるは</p>	<p>はい</p>	<p>273</p>	<p>しかし、あつたは昭和改正以前</p>	<p>には一律漁業協同組合の一部の</p>	<p>人にだけ行使権者の範囲を</p>	<p>限るとは</p>	<p>許さぬのと</p>
----------------------	------------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	-------------	------------------	---------------	-----------	------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-------------	--------------

0



277

それか内題に付してあると  
いふこととを認められたわけ  
である。

は、そのようにして記録か  
是款の是めにすぎたとき  
よと（い）るときは、基本にし

て議論が行われたとき  
記録に残ったものか。

資格に肉する限は、条文の中  
に直接にはなく、組合員は  
各自漁業を営むとかある。

組合員あると、各自漁  
業を営むとかある。



形に於て、条文の  
 裁か、ただ是款に於て  
 是ありとせば、具條  
 的行使の方法行使者  
 範圍は、行使の時期  
 とか、方法、さういふ  
 規則は、さういふと  
 議論からすれば、たんに  
 先ず、その組合員自  
 身の原則的に平等に  
 するといふのが、さう





出た内題だといふに

思ひます

さういふわけ

とろろか三七年の改正の事待

は先程あつた証言された

りく)に適業協同組合の組合

員の範圍と現業中に適業

種々の利益も受けて行儀種者

の範圍にキヤツプか金い

きたた。ようキヤツプを調整す

ふ必要が生じた。

その不いわけの書面月急の

要件から立法化されたといふ



くとふすぬ

はい、ギヤツプか、左か、た

わける、はい、さす

その後、そのギヤツプは、さす、さす

左か、さす、さす、さす、さす、さす

さすか

合併を、経済的、理由、促進

して、さす、さす、さす、さす、さす

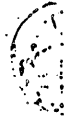
さす、さす、さす、さす、さす

222

促進、さす、さす、さす、さす、さす

と、現、実、の、さす、さす、さす、さす、さす

さす、さす、さす、さす、さす、さす、さす、さす



280

も、現実の行僕推着の範圍は  
適業協同組合の行僕規則の中

る、その部分の、その部分の人

と、その部分の、その部分の人

行僕と、現実の行僕に、その部分の

行僕と、その部分の、その部分の人

と、その部分の、その部分の人

と、その部分の、その部分の人

す。

その、その、その、その、その、その

その、その、その、その、その、その

適業協同組合の、その、その、その

す、その、その、その、その、その



指導方針にかき及ぼすところありぬ  
人いふらん不承か  
はい、水産業協同組合法のの面

乙は非常に進めたり

すす

234

三七年法改正以後に漁業協同組合  
合併助成法なるといふ法律か

三法それよりすすぬ

それ以前乙はかかたか

と思ひますか

漁業協同組合の合併の促進に

関する法律かこつあるべき

235

237

237

すい。

その一つは、その一つは、あといつは

その一つは、その一つは、記憶しては

た、その一つは、その一つは、下さい

記憶しては、その一つは、以前は

その一つは、その一つは、以後は

すい

通業協同組合整備促進法

法律加、昭和五年に

通業協同組合併成法

その一つは、その一つは、その一つは

その一つは、その一つは、その一つは

その一つは、その一つは、その一つは





235

いゝ観点かはりてあつたとして  
 れはその後、ますますその種の  
 争奪がますます必要性は高きこと  
 なるといふことか、いえ、さうい  
 うね。

必要性はともかくといたし  
 ますますそのいゝ事態が  
 多くなつたといふことだ  
 と思ふ。

それから昭和五年の法改正の  
 あと、漁業法八条の漁業協同組  
 合に、漁業種が、併属し、組合  
 員から、それを行使するといふ

最正校印 九号の一

既成の仕組みに入念種と同じ  
 説明してありただと立案寺局か  
 説明してありたるとは存知  
 するぬ。水産局寺局か  
 寺局説明は特に覚え  
 ありませんか。私自身  
 そろそろに考えてありま  
 す。  
 それば少なくとも明治通業  
 法のもとにふける現行地共  
 通業種の前身たる地先水面  
 寺局通業種か入念種とほほ  
 同じものあるかとはい  
 あり